

11月 4日 事務次官等会議
11月 5日 閣議
11月10日 公布(予定)

平成16年11月
内閣府

「平成16年9月4日から同月8日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

激甚災害名

「平成16年9月4日から同月8日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」

8月28日09時にマーシャル諸島近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北西に進み、9月5日に大型で非常に強い勢力で沖縄本島を通過した。その後、東シナ海を北上し進路を北東に変え、7日09時半頃、長崎市付近に上陸して九州北部を横断した。7日午後には山陰沖に達し、日本海を速度を速めて北東に進んだ台風は、8日に北海道の西の海上を北上し、09時に同海域で温帯低気圧となった。

台風第18号や前線の影響により、9月4日から8日にかけて、宮崎県で総雨量が900mmを超え、高知県、愛媛県、徳島県で500mmを超える大雨となった。また、九州地方、中国地方、北海道地方などで猛烈な風を観測した。さらに、瀬戸内海沿岸や北海道などで高潮となった。

被害の発生状況

(1) 農地、農業用施設及び林道関係 (単位：億円)

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	9.3	20.8	21.5	51.6

(2) 農業水産業共同利用施設関係 被害見込額 6億4千万円

(3) 森林災害関係 (単位：億円)

被害面積	被害見込額
16,053 ha	118.0

適用すべき措置の概要

激甚災害(本激) <全国について適用>

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(84% 92%(農地、過去5年間の実績))

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(20% 30~90%)

(3) 森林災害復旧事業に対する補助の特例(法第11条の2)

激甚災害を受けた森林の被害額及び被害面積が一定以上の市町村の区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林被害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

都道府県の行う事業に対し 1/2

都道府県以外の者が行う事業に対し 2/3 (都道府県1/6、国1/2)

(4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条第2項から第4項)

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付

石井、江口、秋元

03-5253-2111(代)(51205・51210)

03-3501-5408

政令第 号

平成十六年九月四日から同月八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十六年九月四日から同月八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第五条、第六条、第十一条の二及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成十六年台風第十八号（同年八月二十八日に北緯十一度十八分東経百六十五度において台風となった熱帯低気圧で、同年九月八日に北緯四十三度四十八分東経百三十九度	

四十二分において温帯低気圧となったものをいう。() によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。